企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

野田市長 鈴 木 有

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和50年野田市条例 第13号)の一部を次のように改正する。

第22条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用企業職員の給与)

- 第23条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員と して任用される企業職員(次項において「会計年度任用企業職員」という。) の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところ による。
 - (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される企業職員 報酬、期末手当及び勤勉手当
 - (2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当
- 2 会計年度任用企業職員の給与の基準については、野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年野田市条例第22号)の適用を受ける職員の例による。

(野田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 野田市職員の育児休業等に関する条例(平成4年野田市条例第3号) の一部を次のように改正する。

第5条の3第1項中「第14条第1項及び第24条第1項」を「第14条 第4項及び第24条第4項」に改め、同条第2項中「第20条第1項」の次 に「(会計年度任用職員給与条例第14条の2第4項及び第24条の2第4 項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)」を加え、「(地 方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会 計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を削る。 第6条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法(昭和25年法律第26 1号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

(野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年 野田市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。 第14条第1項中「100分の127.5」を「100分の122.5」 に改める。

第14条の2を第14条の3とし、第14条の次に次の1条を加える。 (フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

- 第14条の2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、任期の定めが6 月以上のフルタイム会計年度任用職員に対して、給与条例第20条第2項 の勤勉手当基礎額に規則で定める割合を乗じて得た額を支給する。この場 合において、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額の総額は、当該 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を 乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度 内における会計年度任用職員としての任期の定めの合計が6月以上に至っ たときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、 前項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。
- 3 前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)の定めと前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、6月1日を基準日とする勤勉手当については、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。
- 4 前3項に定めるもののほか、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、 給与条例の適用を受ける職員の例による。
 - 第24条第1項中「この条」の次に「及び次条」を、「平均支給額」の次

に「(次条第1項において「平均支給額」という。)」を加え、「100分の127.5」を「100分の122.5」に、「給与条例第19条第2項に規定する」を「基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 6月 100分の100
- (2) 5月以上6月未満 100分の80
- (3) 3月以上5月未満 100分の60
- (4) 3月未満 100分の30
- 第24条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

- 第24条の2 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員に対して、それぞれその平均支給額に、規則で定める割合を乗じて得た額を支給する。この場合において、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額の総額は、当該パートタイム会計年度任用職員の平均支給額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定めの合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。
- 3 前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)の定めと前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、6月1日を基準日とする勤勉手当については、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。
- 4 前3項に定めるもののほか、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当

は、給与条例の適用を受ける職員の例による。 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。